

外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

外国人技能実習法により、監理団体や実際に技能実習を行う実習実施者は、技能実習を担当する役職員の職務に応じて、技能実習・入管関係法令、労務管理・安全衛生の分野等に関する一定の講習（養成講習）を受講していただくこととなっています。養成講習は、①受講を修了した者を配置しなければ技能実習制度を利用できない、あるいは、②修了した者をより多く配置すれば優遇措置を受けやすいものとなっており、講習を修了した者を配置しなければ事業を継続できなくなるおそれがあります。

(公社)全国労働基準関係団体連合会(略称：全基連)は都内で下記のとおり講習会を開催します。関係者の皆様には奮ってご受講いただきますようご案内します。

講習名	受講対象者	開催日	講習時間等	受講料
監理責任者等講習	監理団体の 監理責任者、指定外部役員・ 外部監査人、監査担当職員等	2020年10月1日(木)	受付開始 8:30 講習開始 8:55 講習終了 16:40	12,500円 <small>(テキスト代・消費税込)</small>
技能実習責任者講習	実習を実施する事業所の 技能実習責任者	2020年10月2日(金)	受付開始 8:30 講習開始 8:55 講習終了 16:40	11,500円 <small>(テキスト代・消費税込)</small>
技能実習指導員講習	実習を実施する事業所の 技能実習指導員	2020年10月5日(月)	受付開始 8:30 講習開始 8:55 講習終了 16:20	10,500円 <small>(テキスト代・消費税込)</small>
生活指導員講習	実習を実施する事業所の 生活指導員	2020年10月6日(火)	受付開始 8:30 講習開始 8:55 講習終了 15:10	9,500円 <small>(テキスト代・消費税込)</small>

■会場 中労基協ビル4階ホール

東京都千代田区二番町9-8

東京メトロ有楽町線「麹町」駅下車徒歩3分

JR中央線「四ツ谷」駅徒歩8分

■定員 各講習とも88名

■お申し込み

全国労働基準関係団体連合会のホームページから

<http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>

全基連 > セミナー等 > 外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内

■申込開始日 2020年7月28日(火)

■申込締切日 2020年9月1日(火) お申込が集中している場合、お申込の途中で満席となることもあります。



お問い合わせ先

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会 (略称：全基連)

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6階

TEL 03-5283-1031 FAX 03-5283-1032

担当：西津、石田、高木

外国人技能実習制度関係者養成講習

技能実習法*によって、技能実習制度をこれまで以上に適正かつ円滑に運営する観点から、技能実習生を我が国に受け入れる監理団体や、実際に技能実習を行う実習実施者は、技能実習を担当する役職員の職務に応じた、技能実習・入管関係法令、労務管理・安全衛生の分野等に関する一定の講習(養成講習)を受講していただくこととなりました。

*「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」(平成28年11月成立、平成29年11月1日施行)

養成講習は、①受講を修了した者を配置しなければ技能実習制度を利用できない、あるいは、②修了した者をより多く配置すれば優遇措置を受けやすいものとなっており、講習を修了した者を配置しなければ事業を継続できなくなるおそれがあります。

監理団体関係者の皆さん、実習実施者の皆さん、全基連の養成講習の受講をご検討ください。

監理団体関係者向け講習〔監理責任者等講習〕

監理責任者・指定外部役員・外部監査人・その他監査担当職員等が受講対象です。

監理責任者	監理団体の事業所における監理事業の責任者です。監理団体は、監理事業を行う事業所ごとに、過去3年以内にこの講習を修了している者を監理責任者として選任する必要があります。
指定外部役員・外部監査人	指定外部役員・外部監査人は、監理事業を行う各事業所に3か月に1回以上、監理団体の設備・書類等を点検し、監査等の業務が適正に行われているか確認し書類を作成するなどします。外部監査人は、監理事業を行う各事業所に1年に1回以上監査担当職員の監査に同行し、監査が適正に行われているかを確認し、結果を記録した書類を監理団体へ提出します。指定外部役員や外部監査人には、監理団体や実習実施者と密接な関係を持たないものであって、この講習を過去3年以内に修了している者であることが必要です。
その他監査担当職員	監理団体の監査を担当する職員です。監理業務に関する知識を習得し、理解を深めようとする方などが対象となります。

実習実施関係者向け講習〔技能実習責任者講習・技能実習指導員講習・生活指導員講習の3種類があります〕

技能実習責任者	技能実習指導員や生活指導員、その他の技能実習に関与する職員の監督や技能実習の進捗状況などを管理します。実習を実施している事業所ごとにこの講習を修了している者を技能実習責任者として選任する必要があります。
技能実習指導員	技能実習を指導します。実習を実施している事業所に所属する常勤の役員又は職員で、修得させようとする技能等について5年以上の経験が必要です。この講習を修了することが優良要件の加点要素とされます。
生活指導員	主に技能実習生の生活上の留意点について指導したり、生活状況を把握するほか、技能実習生の相談に応じるなどして、問題の発生を未然に防止します。実習を実施する事業所に所属する常勤の役員又は職員であることが必要です。この講習を修了することが優良要件の加点要素とされます。

講習機関や講習内容・時間数などが定められている法定講習です。理解度テストもあります。したがって、

- (1) 講義開始に遅れないように！(遅参・中抜け・早退は受講を修了したことになりません。)
- (2) 本人確認をします。顔写真付きの公的証明書(顔写真付きでない場合には複数の公的証明書)などをご持参ください。

■理解度テストの可否

理解度テストの合格者には受講証明書、不合格者には不合格通知書を交付します。

可否ラインは、監理責任者等講習80点、技能実習責任者講習、技能実習指導員講習、生活指導員講習70点です。